

## 平成 28 年度第 2 回日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会議事録

### 1 開催日時

平成 28 年 9 月 30 日 (金)午前 9 時 30 分から午前 10 時 55 分まで

### 2 開催場所

日進市立図書館 1 階 第 3 会議室

### 3 出席者

武田好正、坪井秀之、馬路充江、齊藤由里恵、松澤宏郎、小林里美

### 4 事務局

伊東敏樹 (下水道課長)、加藤慎司 (下水道課主幹)

上川原清人 (下水道課長補佐兼業務係長)、岸茉理奈 (下水道課業務係主事)

### 5 欠席者

なし

### 6 傍聴の可否・有無

可・あり (4 名)

### 7 議題

市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方について

### 8 議事

事務局	<p>【午前 9 時 30 分開始】</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度第 2 回日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会を開催します。</p> <p>会議に先立ちまして、武田委員長からご挨拶をお願いいたします。</p>
委員長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>本日の出席委員は 6 名です。会議の開催につきましては、日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員総数の過半数に達していますので、会の成立を確認させていただきます。</p> <p>それではこれより議事に入らせていただきます。武田委員長に議事の取り回しをお願いいたします。</p>
委員長 (議長)	<p>ただ今、事務局から仰せつかりましたので、議長を務めさせていただきます。議事がスムーズに進行しますよう皆様のご協力をお願いいたします。まず、会議の公開についてですが、本日傍聴の申込みはありますか。</p>
事務局	<p>申込みが 4 名ありました。</p>
議長	<p>申込みがあったとのことですので、本日の会議の公開の是非についてお諮りします。</p>

	<p>日進市市民参加及び市民自治活動条例第 12 条第 2 項に「附属機関等の会議は、公開しなければならない。ただし、会議の全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されており、日進市情報公開条例第 7 条の規定に該当する事項、すなわち個人に関する情報や審議、検討又は協議に関する情報の審議を行う場合に、非公開にできるとされております。</p> <p>本日の議題は、「市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方について」となります。審議の段階で個人のプライバシー等明らかに公開することが適当でない事項は、ないと考えます。</p> <p>それでは、会議を公開しない旨の発議をされる方はいらっしゃいますか。</p>
委員	発議なし
議長	<p>発議がありませんので、本日の日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会は、公開といたします。傍聴人を入室させてください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議長	<p>それでは議題に移りたいと思います。議題「市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方」についてご説明をさせていただきます。まず、資料に基づき、「受益者分担金制度とは」から「都市計画税について」までをご説明させていただいて、ご意見・ご質問をお受けした後、「市からの提案」についてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、配布資料「市街化調整区域における受益者分担金制度の検討」をご覧ください。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>以上で、「受益者分担金制度とは」から「都市計画税について」までのご説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より「受益者分担金制度とは」について説明がありました。ご質問、ご意見等がありますか。</p>
委員	<p>日進市の下水道条例第 8 条で、取付管設置工事費の徴収について定められていますが、制定する時点で、市街化区域や市街化調整区域といった考えはありましたか。</p>
事務局	<p>市街化区域から順に整備を行っているため、そのような考え方はありませんでした。整備が進み、いよいよ市街化調整区域に整備の範囲を広げていけるということで、今回このような委員会を設け、市街化調整区域の受益者分担金について検討をしていくということです。</p>
委員	<p>都市計画税における下水道事業への充当額は、どのようなルールで決定されますか。</p>

事務局	各年度で、都市計画税が充当できるいくつかの事業の、決算額の割合に応じて決定されます。
委員	近年、都市計画税の下水道事業への充当率が大きくなってきているということは、それだけ、市が下水道事業を重点政策として進めてきているという読み方ができるのでしょうか。
事務局	都市計画事業の中で、結果的に割合が高かったと思われれます。
委員	取付管工事費を徴収する際、土地所有者と家屋所有者、どちらが負担しますか。
事務局	取付管工事の申請者を納付者として納付書を発行していますが、土地の所有者と使用者が異なる場合は、申請書に土地の所有者の記名と押印も必要になります。
委員	現行の制度は、工事費を払わなければ取付管の設置も行わないということなので、徴収漏れが発生しないということによろしいですか。
事務局	そのようになります。徴収漏れはありません。
委員	取付管の工事費をもって、受益者負担金とする現行の制度のメリットは理解できましたが、他の多くの自治体が平米数で受益者負担金を徴収している理由は何ですか。
事務局	今回の調査の中で聞き取りはしていませんが、徴収の根拠として市民に説明がしやすいよう、国の提言に沿うような方法を選択しているのではないかと考えます。
委員	<p>下水道を整備し、その土地全体を下水道に接続できるようにするために、埋設する管の設計を行うこととなりますが、その設計に係る単価が、土地の広さによって変動するため、平米数で受益者負担金を算定しているということもあるかと思われれます。</p> <p>ただ、このような制度は、平米数で算定するために、固定資産等の情報も考慮する必要があるほか、滞納も発生しますので、事務が煩雑化します。日進市のように、土地の広さではなく、取付管の設置工事費をもって受益者負担金としている制度は、非常に効率的であると思えます。</p>
事務局	下水道には合流式と分流式という方法があり、日進市では分流式を採用しています。合流式は、汚水も雨水も一緒に排水し、処理するという方法のため、土地の広さによって、雨の降る範囲、つまり処理する水の量が変わります。分流式では、汚水と雨水を分けて処理するため、雨水は下水道事業費で処理をしません。そのような観点からも、日進市では、受益者負担金を考えるに当たって、平米数によらない方法を選択したということも考えられます。
委員	分流式とのことですが、雨水は公費を持って処理をしているということ

	<p>すので、下水道事業へ充当された都市計画税は、汚水の処理にのみ使用されているという考え方でよろしいですか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
委員	<p>他市町村が、市街化区域と市街化調整区域で異なる算定式を用いて受益者負担金を算定している理由として、「市街化調整区域は、市街化区域に比べ取付管工事対象件数、賦課対象面積が少ないため、1戸当たりの負担金単価が高くなる」とのコメントがありますが、どのような意味でしょうか。</p>
事務局	<p>家屋の建築数や、汚水を排除しようとする人口が、市街化区域より少なくなることから、その地域を整備するための事業費をもって受益者負担金を算定すると、市街化区域と比較して、1戸あたりの負担額が大きくなるということです。</p>
議長	<p>他に、ご質問等はありませんか。それでは、議題に戻りたいと思います。「市からの提案」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「市からの提案」についてご説明をさせていただきます。それでは、引き続き、配布資料「市街化調整区域における受益者分担金制度の検討」をご覧ください。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>以上で、「市からの提案」についてのご説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より「市からの提案」について説明があり、市街化調整区域における受益者分担金制度は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市街化区域と同様に取付管設置工事費徴収制度を採用</li> <li>② 市街化区域と分けて受益者分担金を算定</li> <li>③ 受益者分担金には、都市計画税相当額の負担を求めないが、応分の負担を求めることが望ましい</li> </ol> <p>の3点の提案がありました。</p> <p>それでは、第1点目、「市街化調整区域における受益者分担金制度に市街化区域と同様の制度である取付管設置工事費徴収制度を採用する」という提案について、審議を行います。ご質問、ご意見等はございますか。</p>
委員	<p>「受益者負担金の総額は建設事業費の1/5～1/3とすべき」というような提言が国から出されていますが、現行の取付管設置工事費徴収制度は、この提言を考慮して徴収額を算定していますか。または、この提言とは別に、市が独自で工事費を算定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>取付管工事費が、事業費においてどれくらいの割合で算定し、徴収しているのかは、計算していません。</p>
委員	<p>国からの提言は、将来世代までを考慮して、このような数値を出していると思われま。市では、市街化区域・市街化調整区域、下水道が使</p>

	<p>用できる人、できない人の公平性については検討をされていますが、世代間の公平性も考慮し、市民が納得の行く説明をするためにも、このような提言は加味して、工事費を検討していく必要があると思います。</p>
議長	<p>市が徴収している取付管工事費と、他市町村が平米あたりで徴収している受益者分担金とについて、どのくらい差異があるのかが分かるデータがありましたら、提示していただきたいと思います。</p>
委員	<p>今あるデータを用いて、一般的な戸建て住宅の土地面積を 160 平米として試算をしてみますと、長久手市の場合、受益者負担金は、830 円×160 平米で、132,800 円となります。東郷町の場合、350 円×160 平米で、56,000 円となります。日進市の場合、先付取付管の工事費である 99,900 円を 160 で割り戻すと、1 平米あたり約 620 円という結果になります。制度が異なるため、推測にはなってしまいますが、他市町村と比較しても、かけ離れている金額ではないと考えられます。</p>
議長	<p>質疑が無いようですので、採決をします。市街化調整区域における受益者分担金制度に取付管設置工事費徴収制度を採用することについて賛成する委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
議長	<p>ありがとうございました。市街化調整区域における受益者分担金制度は、取付管設置工事費徴収制度を採用することに決定いたしました。</p> <p>次に 2 点目の「市街化区域と分けて受益者分担金を算定する」提案及び 3 点目の「受益者分担金には、都市計画税相当額の負担を求めないが、応分の負担を求めることが望ましい」との提案について一括で審議を行います。ご質問、ご意見等はございますか。</p>
委員	<p>「応分の負担を求める」とありますが、市街化区域と市街化調整区域という区別で、あらかじめ取付管設置工事費の金額に差をつけるのではなく、整備区域を拡大していくその都度で、取付管工事費の単価を計算して、金額を変えていくという意味合いでよろしいですか。</p>
事務局	<p>市街化区域とは別で算定を行い、取付管工事費を決定します。</p>
議長	<p>市街化区域とは異なる算定式を当てはめるということではよろしいでしょうか。</p> <p>市街化区域と市街化調整区域について、都市計画税の課税・非課税という不公平感に対し、取付管工事費に相応分の負担を上乗せすることについて、市はどのような考えですか。</p>
事務局	<p>市からの提案にもありましたように、市街化区域にお住まいの方々は、その負担額分の恩恵を受けていると判断しましたので、取付管工事費に都市計画税分を上乗せすることについては、考えていません。</p> <p>しかし、他市町村の状況は、結果的にはありますが、市街化調整区</p>

	<p>域の受益者分担金は、市街化区域と比較して高い設定になっています。</p> <p>市としましても、市街化区域より安い単価というのは考えていませんし、現在整備を進めている市街化区域と同様の方法で取付管工事費を算定しても、市街化調整区域となりますと、工事の条件等から、市街化区域より高い単価が算定されると思われます。</p>
議長	先ほど、算定式を変えるということがありました。
事務局	基本的な考え方は変わりません。ただ、市街化区域と、市街化調整区域とで、工事の条件が異なるため、計算結果も変わるということです。
議長	基本的な算定式は変えず、条件が異なるということですね。
事務局	そのようになります。
委員	日進市全体での下水道事業費ではなく、市街化区域と市街化調整区域を分けて、事業費を考えるため、計算結果が異なるということでしょうか。
事務局	そのようになります。
委員	事業費を分けて考えるということであれば、市街化区域の事業費に、都市計画税を充当しないという方法もあるように感じますが、それは考えていますか。
事務局	今回の提案は、都市計画税については考慮しないというものになりますので、その方法につきましては、考えていません。
議長	整備費をベースに考えると、市街化区域より、市街化調整区域のほうが、取付管工事費が必然的に高価となるため、二つの区域で差別化が図れるとのことですが、このことが都市計画税の課税・非課税による不公平感の是正に繋がるといえますか。
事務局	難しいところではあると思います。
委員	その点、うまく市民に説明できるよう考えておく必要はあると思います。
議長	それでは、質疑が尽きたようですので、採決をします。市街化区域と分けて受益者分担金を算定することについて賛成する委員の挙手をお願いいたします。
委員	全員挙手
議長	ありがとうございました。市街化区域と分けて受益者分担金を算定することに決定いたしました。

委員	<p>続いて受益者分担金には、都市計画税相当額の負担を求めないが、応分の負担を求めることが望ましいとの提案について賛成する委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>全員挙手</p>
議長	<p>ありがとうございました。受益者分担金には、都市計画税相当額の負担を求めないが、応分の負担を求めることとします。</p> <p>本日の委員会で賛成を受けた、市からの提案を基本的な考えとして、事務局は算定を行い、次回の委員会で提案説明してください。その案を元に再度検討を行います。</p> <p>以上で本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>その他、連絡事項等があれば事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>次回の委員会は11月下旬ごろに開催したいと考えておりますので、ご承知おきください。なお、資料につきましては、今回と同様に事前配布を予定しております。</p>
議長	<p>その他、よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【午前10時55分終了】</b></p>